



青梅市住宅マスタープラン

計画策定の目的と位置付け

I

計画策定の目的と位置付け

1 策定の背景と目的

本市は、「青梅市住宅マスタープラン（平成22年7月）」において、基本理念を「豊かな自然と都市の魅力 住みたいまち・住み続けるまち」とし、住宅施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少社会への突入、空き家の増加など、住宅をとりまく状況は変化しています。また、東日本大震災をはじめとした大規模な災害が発生しており、安全に安心して暮らせる住宅・住環境の整備は大きな課題となっています。

国は、平成18年に閣議決定した住生活基本計画（全国計画）を、平成23年の改定を経て、平成28年3月に平成28年度から令和7年度までを計画期間として定めました。この計画においては、新たに3つの視点から8つの目標を設定した新たな住宅政策の方向性が示されています。

東京都は、東京都住宅マスタープランを平成29年3月に改定し、住宅政策が目指す方向として、「生涯にわたる都民の豊かな住生活の実現」と「まちの活力・住環境の向上と維持」を掲げ、住宅政策の基本方針を「豊かな住生活の実現と持続」としています。

本市においては、「第6次青梅市総合長期計画（平成28年12月）」「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年12月）」「青梅市都市計画マスタープラン（平成26年5月）」や、防災、福祉などの各部門の個別計画を策定・改定しています。

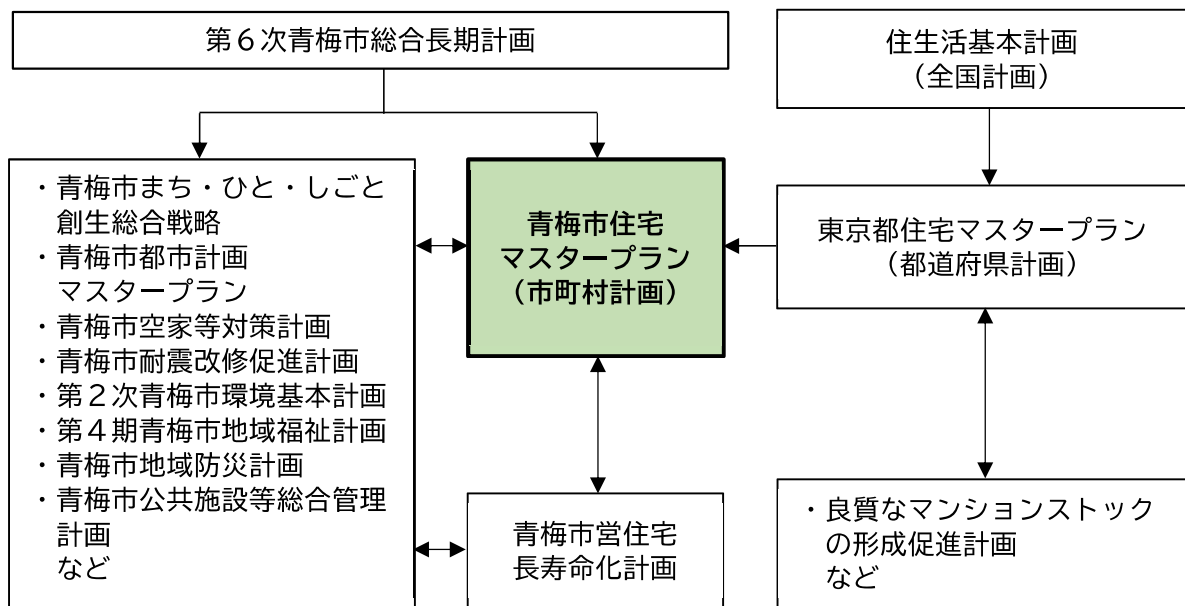
これらを背景として、住みよいまちづくりの推進に向けた、良好な居住環境の形成を進めるための新たな目標や指針、具体的な住宅施策の方針や実施計画など、今後の住宅施策を総合的に推進していくために「青梅市住宅マスタープラン」を改定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「青梅市総合長期計画」を上位計画とし、その実現に向けた個別計画として、まちづくり、福祉、環境などの政策分野と連携を図りながら、地域の特性に応じた住宅施策を実施していくための基本となる計画です。

また、本計画は、住生活基本法にもとづく住生活基本計画（全国計画）および東京都住宅マスタープラン（都道府県計画）の内容を踏まえた計画としての性格も有しています。

■計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うなど、適切に対応していきます。



多摩川の自然環境と住宅地



東青梅駅周辺のマンションを含む住宅街